

公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会  
基本規程

第1条（総則）

公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、定款第3条に掲げる目的を達成するため公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

2. 本規程は、県協議会に関する基本原則を定める。
3. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会を構成するものとする。

第2条（基本理念及び目的）

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念や目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 本会加盟団体並びに関係団体等との連携
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第5条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第6条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長        1名

- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 12名以内 (学識経験者を含む)

#### 第7条 (委員の選出)

委員は、第5条に基づき登録したクラブ (以下「登録クラブ」という。) から選出する。

- 2. 前項の他、委員長は学識経験者から若干名の委員を委嘱することができる。

#### 第8条 (委員長の委嘱及び職務)

委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、委嘱する。

- 2. 委員長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

#### 第9条 (副委員長の委嘱及び職務)

副委員長は、委員の互選により選出し、委員長が委嘱する。

- 2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

#### 第10条 (任期)

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

#### 第11条 (定年制)

委員は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。但し、学識経験者についてはその限りではない。

#### 第12条 (解任)

委員が次の各号の一に該当するときは、委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### 第13条 (委員会)

委員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

#### 第14条 (権限)

委員会は、次の事項について決議する。

- (1) 委員の解任
- (2) 事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で委員長の付議した事項

(3) その他、県協議会の諸規程において決議が必要とされた事項

#### 第15条（開催）

委員会は、毎年1回以上開催する。

#### 第16条（招集）

委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

#### 第17条（出席）

委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は出席したものとみなす。

#### 第18条（決議）

委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。

3. 決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって賛成決議に代えることができる。

#### 第19条（会計）

県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定めるところにより処理する。

#### 第20条（事務局）

県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

#### 第21条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

#### 第22条（改定）

本規程は、委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。